



# 埼玉県報

第254号  
令和3年(2021年)  
10月22日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 地域森林計画の変更案の縦覧（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 運転者管理システム改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 県道さいたま栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道さいたま栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

### 雑報

- 埼玉県議会議長選挙（議会・秘書課）

### 正誤

- 埼玉県選管告示第73号中訂正（選挙管理委員会）

## 告示

### 埼玉県告示第千百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五百八十五番地、外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業施工地区内

百八街区三十四画地

（変更後）（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五百八十五番地、外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

（変更後）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 二者未定

（変更後）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年三月十二日外

ニ 届出年月日

令和三年九月十五日

二 縦覧期間

令和三年十月二十二日から令和四年二月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月二十二日から令和四年二月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千七百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計三者

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年五月二十日

ニ 届出年月日

令和三年十月十一日

二 縦覧期間

令和三年十月二十二日から令和四年二月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月二十二日から令和四年二月二十二日まで

ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第千七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

### 二 縦覧の場所及び期間

縦覧場所	縦覧期間
埼玉県農林部森づくり課	令和三年十月二十二日（金）から同 年十一月二十二日（月）まで（日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律 （昭和二十三年法律第七十八号）に 規定する休日を除く日の午前九時か ら午後四時三十分まで）
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居林業事務所	

# 告 示

## 埼玉県告示第千七百七十二号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

和光市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

和光市全域（十一・〇四平方キロメートル）

### 四 作業期間

令和三年十月二十日から令和四年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千七百七十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

#### 二 作業種類

公共測量（撮影、写真地図作成）

#### 三 作業地域

荒川調節池工事事務所管内 荒川（埼玉県さいたま市、川越市、上尾市、富士見市）

#### 四 作業期間

令和三年十月十九日から令和四年三月三十一日まで



# 告示

## 埼玉県告示第千七百七十四号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

幸手市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

幸手市全域（三十三・九三平方キロメートル）

### 四 作業期間

令和三年十月二十日から令和四年三月十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千百七十五号

上里町から児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第千百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
運転者管理システム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年8月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区5丁目7番1号
- 5 契約金額  
196,713,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市高柳字正賀山一五四六番一地 先から同市高柳字田中一六四七番一 地先まで		区  間
二二・〇〇 三三一・五八	二二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二四七・四四		延 長 (メートル)
		備  考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	久喜市高柳字中島一三六四番一地先 から同市高柳字中島一三七一番二地	区  間
二二・〇〇〇 三二・四七	二二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三六・六七		延 長 (メートル)
		備  考



## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年十月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

#### 一 日時

令和三年十月二十八日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

## 雑報

### 議長選挙

木下 高志 議長は、十月十四日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長

梅澤 佳一

# 正 誤

埼玉県選管告示第七十三号（令和三年十月十九日号外第五十号）中訂正

表中

行

「社会福祉法人桑の実会 特別養護老人ホーム康寿園」所在地

前から一

誤

埼玉県所沢市東狭山六丁目二千八百三十三番地の一

正

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目二千八百三十三番地の一